

【重点審議事項の論点整理について（環境・農水常任委員会）】

重点審議事項	委員会における取組状況	主な論点	委員会における主な意見	備考
<p>農業・林業・水産業の振興と活性化について</p>	<p>平成 26 年 5 月 14 日 常任委員会 ・平成 26 年度農政水産部の主要施策について</p> <p>平成 26 年 7 月 23 日 県内行政調査（水産試験場） ・施設の概要と取組状況について</p> <p>平成 26 年 10 月 3 日 常任委員会 ・しがの農業・水産業新戦略プランの進行管理について ・「みずかがみ」をはじめとした環境こだわり米キャンペーンについて</p> <p>平成 26 年 11 月 6 日 県外行政調査（長野県議会） ・第 2 期信州農産物マーケティング戦略プランについて</p> <p>平成 26 年 11 月 12 日 常任委員会 ・新たな滋賀県農業・水産業基本計画の策定について</p> <p>平成 26 年 12 月 19 日 常任委員会 ・第 1 回滋賀県農業・水産業基本計画審議会の開催結果について ・（仮称）地域農業戦略指針について</p> <p>平成 27 年 1 月 28 日 常任委員会 ・6 次産業化の取組状況について</p> <p>平成 27 年 1 月 28 日 県内行政調査（農業生産法人浅小井農園株式会社） ・J G A P による農場管理について ・農産物のブランド化および 6 次産業化の取組み等について</p>	<p>新たな「（仮称）滋賀県農業・水産業基本計画」の策定等に向けて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県の予算を投入していることに対して、全体でどういう効果があったかわかりやすく示すべき。 ・いろんな目標がある中で、効果が見込めるものに予算を重点配分するなど、臨機応変に取り組むべき。 ・基本構想と整合するよう点検すべき。 ・農業・水産業基本計画審議会には 6 次産業化に取り組む方や若手をメンバーに入れるべき。 ・県土全体をどう活用するのかという視点も入れて検討すべき。 ・商量の少ない製品の販路についての戦略などについての視点も必要。 ・米価下落など、従来とは取り巻く状況が大きく異なることを踏まえて、稲作主体から他の作物へのシフトを促すしくみの検討が必要ではないか。 ・集落営農でも収支を見て経営し、収益を上げていくという視点を盛り込むべき。 ・例えば県の「スポーツと文化の 10 年」に合わせて、スポーツ用の食品や健康食品などをコンセプトとして県が打ち出すなどの施策があっても良いのではないか。 ・6 次産業プランナーのような役割を県の職員が果たせるように人材育成をするなどの取組みが必要ではないか。 ・6 次産業化の取組みには消費者側の評価を聞いて生かすことが大切。調査などをして把握すべき。 ・国の認定を受けた総合化事業計画を進める際には、農地転用などについての対応を柔軟にして、手続を簡素、迅速にするなどの努力をすべき。 	<p>平成 27 年 3 月 地域農業戦略指針策定</p>

	<p>平成 27 年 3 月 9 日 常任委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域農業戦略指針（案）について ・ 第 2 回滋賀県農業・水産業基本計画審議会の開催結果について 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 中山間地の中でも水の管理や草刈りなどの管理に大変な手間のかかるところについては、農地としてはもう諦めざるを得ないという方針を出すのも一つの選択肢ではないか。 ・ 将来地域を担う若い世代の意見が反映されないまま取り組んでも、受け入れられないのではないか。 ・ 条件の悪い農地であっても力を出せるようにしてほしい。 ・ 全国的に農業は大きな転換期に来ている。農業だけで考えるのではなく、教育や福祉、観光などと合わせて、地域づくりをどうしていくかという観点で考えるべき。 	
		<p>「みずかがみ」を初めとする近江米の振興について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「みずかがみ」については、価格対策とマッチした効果的な販売戦略に取り組むべき。 ・ 「水鏡（みずかがみ）」という言葉は全国区で訴求力があるので、滋賀県の情景を活用してブランディングにつなげるべき。 ・ もっと安全安心を PR すべき。 ・ 食べることで琵琶湖を守ることについて、具体的に消費行動がどういうことにつながるのか示すべき。 ・ 県外だけでなく、県内でももっと PR すべき。 ・ 近江米としてのブランドイメージやストーリーを考えようとして、品種それぞれのブランディング展開をしたほうがよいのではないか。 	

<p>琵琶湖環境の再生について</p>	<p>平成 26 年 8 月 7 日 常任委員会 ・水源林保全のための仕組みづくりについて</p> <p>平成 26 年 9 月 10 日 常任委員会 ・水源林保全のための仕組みづくりについて</p> <p>平成 26 年 10 月 6 日 常任委員会 ・水源林保全のための仕組みづくりについて</p> <p>平成 26 年 11 月 12 日 常任委員会 ・水源林保全のための仕組みづくりについて</p> <p>平成 26 年 12 月 19 日 常任委員会 ・水源林保全のための仕組みづくりについて</p> <p>平成 27 年 1 月 28 日 常任委員会 ・水源林保全のための仕組みづくりについて</p>	<p>水源林保全のための仕組みづくりについて (滋賀県森林づくり条例の改正、滋賀県水源森林地域保全条例の制定に向けて)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の観点もあるが、林業をやっていかなければならないので、それを損なわないという今後の方向性を、わかりやすく記述してほしい。 ・法律上の仕組みがないとのことであるが、どうすれば巨樹巨木を保全できるかということについて、十分検討すべき。 ・間伐だけでなく主伐についても対策を検討すべき。 ・林地境界の明確化について、民間事業者への委託なども含めた幅広い検討が必要。 ・水源涵養地域保全のための新条例については、条例の対象がわかるように、条例名や目的の中に、森林とわかるフレーズを入れるべき。 ・新条例には、水を利用する側への規制等について盛り込むことを検討すべき。 ・施業がしやすくなるよう県がコーディネートするようなニュアンスのことを盛り込めると良いのではないか。 ・条例の改正、制定について、流域ごとに水の需要が多い事業者などにこの条例の趣旨をしっかりと説明すべき。 ・水源、あるいは国土をどう守るのかという観点で同様の条例を施行している自治体の状況の情報収集や意見交換をするなどして、国への働きかけなど、次の動きへつなげるべき。 ・住民に対する条例の趣旨の周知に積極的に取り組むことが課題の解決のためには不可欠である。 	<p>平成 27 年 2 月 定例会議において条例案可決</p>
---------------------	--	--	--	---------------------------------------

<p>生物多様性の保全について</p>	<p>平成 26 年 8 月 7 日 常任委員会 ・(仮称) 滋賀県生物多様性地域戦略の策定について ・南湖の水草およびオオバナミズキンバイの現状について</p> <p>平成 26 年 10 月 6 日 常任委員会 ・(仮称) 滋賀県生物多様性地域戦略の策定について</p> <p>平成 26 年 11 月 12 日 常任委員会 ・(仮称) 滋賀県生物多様性地域戦略の策定に関する答申案概要について</p> <p>平成 26 年 11 月 12 日 県内行政調査(赤野井湾周辺)</p>	<p>外来生物対策について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・オオバナミズキンバイが上陸して、更に拡散しないよう気を付けていただきたい。 ・オオバナミズキンバイだけでなく、ナガエツルノゲイトウなど、他の外来種の対策もしっかりやるべき。 ・生物多様性の取り組みを進める中で、外来種の状況や危険性について国に対して発信していくべき。 ・外来水生植物の生態解明の取り組みとあわせて、全て駆除するという姿勢で駆除に取り組んでほしい。 	
	<p>・オオバナミズキンバイ駆除の取り組みについて</p> <p>平成 26 年 12 月 19 日 常任委員会 ・侵略的外来水生植物対策について ・外来魚駆除の状況について</p> <p>平成 27 年 1 月 28 日 常任委員会 ・「(仮称) 生物多様性しが戦略」の策定に係る意見・情報の募集について</p> <p>平成 27 年 3 月 6 日 常任委員会 ・～自然本来の力を活かす、「滋賀のいのちの守り」～ 生物多様性しが戦略(案)の策定について</p>	<p>生物多様性地域戦略の策定について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外来種を排除するということが、排他的な思想につながらないよう気を付けることが必要。 ・このプランがどれくらいの時間軸を想定しているか、またどのような限界があるのかについて明確にしておくべき。 ・「(仮称) 生物多様性しが戦略」の「戦略」という文言は見直すべき。 	<p>平成 27 年 3 月 策定</p>